

令和5年度 部活動に係わる活動方針

洲本市立由良中学校

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、スポーツや文化に興味・関心のある同好の生徒が参加し、豊かな学校生活を経験する有意義な活動である。また、体力や技術の向上、健康の増進、責任感や連帯感、異年齢の生徒同士や教員との交流など、極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、保護者や地域の協力・理解のもと、生徒たちが自主的・自発的に活動し、顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として、適切な部活動運営を図っていく。

2 国や県、市の動向

- (1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(スポーツ庁 令和4年12月)
- (2) いきいき運動部活動4訂版
(兵庫県教育委員会 平成30年9月)
- (3) 洲本市中学校部活動ガイドライン(改訂版)
(洲本市教育委員会 平成31年2月)

3 部活動の位置付け

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。中学校学習指導要領(平成29年3月公示)【抜粋】

4 基本的な指導方針

- (1) 心身の成長過程にある生徒が、体力を向上させたり、スポーツ・文化・芸術等における技能の向上に努めたりするように支援する。
- (2) 心身の調和のとれた発達を図り、他者と協力し連帯する精神や公正さと規律を尊ぶ態度を育てる。
- (3) 部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する自主的で実践的な態度を育てる。
- (4) 各部の指導計画、指導方針に基づいて、安全かつ適切な方法と時間で指導し、過重な負担とならないよう留意する。体罰は決して許されないことを十分に意識する。

5 指導における留意点

- (1) 顧問は、担当する部の特性を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的な活動を工夫し、生徒の目標が達成できるよう努める。
- (2) 顧問は、活動中の指導において、けが等の発生に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。けが等が発生した場合は迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職、養護への報告・相談を怠らない。
- (3) 顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、計画的な活動を進め、校内はもとより、生徒、保護者に対して毎月の練習計画を配付する。
- (4) 校長は、部活動が学校教育の一環であること、及びその意義や運営・指導の在り方についてすべての職員が理解し実践するよう努めるとともに、本校の部活動に係わる活動方針に基づいた活動が行われるよう職員を指導する。
- (5) 定期的に保護者会を実施するなど、保護者をはじめ、地域に十分な情報提供を行い、理解と協力を得られるように努める。
- (6) 校内においても、定期的に顧問会議を実施し、各部指導者間の共通理解や協力体制を築くとともに、部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスする機会として活用し、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、科学的見地等から顧問の理解と正しい知識の習得の場とする。

6 熱中症への対策

練習前及び活動季節や時間帯によっては、必要に応じて、適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に示される環境条件の評価（右図）を参考に、運動の可否を判断する。

【熱中症予防のための指導のポイント】

- ①直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツをさせることは避ける。
- ②屋外での運動やスポーツを行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる。
- ③屋内外に関わらず、長時間の練習はこまめに水分や塩分を補給し、適宜休憩を入れる。また、終了後の水分・塩分補給も忘れない。
- ④常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意する。
- ⑤生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら速やかに必要な措置をとる。
- ⑥生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにする。

熱中症予防運動指針				
WBGT℃	湿球温度℃	乾球温度℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

『独立行政法人日本スポーツ振興センターより』

7 運営と活動計画

- (1) 学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設けることを原則とし、平日は少なくとも1日（原則月曜日）、土曜日・日曜日は少なくともどちらか1日以上を休養日とすることを基本とする。ただし、大会、練習試合等のために土曜日・日曜日ともに活動する場合は、事前に保護者の同意のもと、校長の許可を得るものとする。
ただし、生徒の健康・体調管理を最優先にできるだけ速やかに休養日を翌週の他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、原則として、平日においては2時間程度とする。終了時間については、定めた時間とし、それ以後の活動については、事前に保護者の同意を得て、校長の許可を得て活動する場合もある。休業日においては3時間程度とする。ただし、大会等においてはこの限りではない。
- (3) 早朝練習については、原則行わないものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。
- (4) 長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができ、また、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（原則学校閉庁日には部活動を行わない）
- (5) 生徒の学習時間の確保ができるよう、中間テスト、期末テスト前5日間は部活動停止とする。ただし、大会日が近い等のやむを得ない場合は、保護者の同意のもと、校長の許可を得て活動する場合もある。

8 外部指導者

- (1) 顧問は、外部指導者を活用する場合は、事前に校長の許可を得ることとし、外部指導者は、優れた指導力があり、本校及び顧問の部活動活動方針に基づいた指導ができる人物であること。
- (2) 外部指導者は、1年ごとに見直し、年度始めに依頼することとする。

9 その他

今後、生徒や教員の人数を踏まえ、適正な数の部を設置する。すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、近隣校と情報交換しながら廃止を決定する。

附則 本活動方針は、平成31年4月1日より適用する。（令和5年4月 一部改訂 2（1））